

○公正入札調査委員会設置要領

平成16年4月13日
要領第21号

〔沿革〕平成16年10月25日要領第32号（イ）
平成17年 5月31日要領第 7号（ロ）
平成17年11月 9日要領第26号（ハ）
平成19年 7月10日要領第19号（ニ）
平成26年12月17日要領第40号（ホ）
平成29年 7月11日要領第 3号（ヘ）
平成31年 4月23日要領第 7号（ト）
令和 2年12月22日要領第10号（チ）

建設工事の入札の適正を期し、公正取引委員会及び環境省との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対する的確な対応を行うため、公正入札調査委員会を設置するものとする。

なお、公正入札調査委員会における入札談合に関する情報への対応等については、別添1「談合情報対応マニュアル」及び別添2「談合疑義事実処理マニュアル」に定めるところによる。（ハ）

1 趣旨

建設工事の適正を期し、公正取引委員会及び環境省との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対する的確な対応を行うため、会社に公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。（ハ、ホ）

2 調査審議事項

委員会においては、工事について入札談合に関する情報があった場合、又は、職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合には、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- 一 公正取引委員会への通知及び環境省への報告、事情聴取の実施、入札の延期その他の入札談合に関する情報があった場合の対応（ハ）
- 二 その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

3 構成

委員会は、管理部長を委員長とし、事業部長、契約・購買課長及び入札談合に関する情報に係る担当課長をもって構成するものとし、必要に応じて委員長代理を置くことが

できるものとする。(イ、ロ、ニ)

4 会議

委員会は、入札談合に関する情報があった場合又は、職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合には、必要に応じて随時会議を開くものとする。ただし、緊急止むを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は、書類の回議をもって会議に替えることができるものとする。

5 事務局

委員会の事務局は、契約・購買課に置くものとする。(イ)

附 則

この要領は、平成16年4月23日から施行する。

附 則 (イ)

この要領は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (ロ)

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

附 則 (ハ)

この要領は、平成17年11月9日から施行する。

附 則 (ニ)

この要領は、平成19年7月10日から施行する。

附 則 (ホ)

この要領は、日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第120号）の施行される日から施行する。

附 則 (ヘ)

この要領は、平成29年7月14日から施行する。

附 則 (ト)

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則 (チ)

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

別添 1

談合情報対応マニュアル

第 1 一般原則

1 情報の確認、調書の作成

入札に付そうとする工事について入札談合に関する情報があつた場合には、可能な限り当該情報の提供者の身元、氏名等を確認の上、直ちに公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局へ電話等により通知すること。情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

なお、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合にも、委員会へ通知するものとする。（ハ）

2 報告

事務局は、1により入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を報告書（別記様式第1）にまとめ、速やかに委員会を招集し、報告を行うこと。

なお、事務局において、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合も、報道に基づき報告書（別記様式第1）をまとめ、報告を行うこと。

3 委員会の招集及び審議

委員会は、2により事務局から報告を受けた場合、当該情報の信憑性及び第2以下の手続によることが適切であるか否かについて審議するものとする。

4 公正取引委員会への通知

委員会の審議を踏まえて第2以下の手続によることとした情報（以下「談合情報」という。）については、手続の各段階において逐次かつ速やかに公正取引委員会へ通知すること。

なお、公正取引委員会へ通知した場合は、環境省大臣官房環境経済課に報告するものとする。（ハ）（ヘ）

5 入札監視委員会への報告

談合情報とその対応については、入札監視委員会へ適宜報告すること。

6 報道機関との対応

談合情報を把握した以降において、報道機関等から発注者としての対応について説明を求められた場合には、管理部契約・購買課長が対応すること。

また、談合情報については、報道機関等から求められた場合に限り、公正取引委員会へ通知している旨を明らかにすること。（報道機関等との対応については、公正取引委員会が行う審査の妨げにならないよう留意するものであるから、発注者側より積極的に談合情報を公表するものではない。）（ハ）

第2 具体的な対応

談合情報があった場合には、原則として、次に従い対応すること。なお、詳細な手順等は第3に従い行うこと。

1 入札執行前に談合情報を把握した場合

(1) 公正取引委員会への通知

談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ別記様式第1により通知すること。なお、追加談合情報、入札の取り止めの決定又は入札の無効の決定等があった場合には、逐次かつ速やかに公正取引委員会へ通知すること。(ハ)

(2) 事情聴取

委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)全員に対して事情聴取を行うこと。事情聴取を行う対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日に行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期した上で行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

(3) 談合の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、契約細則(以下「細則」という。)第6条第2項様式第2号「入札(見積)者に対する指示書」(以下「指示書」という。)第4を適用し、入札の執行を延期し、又は取り止めるものとする。入札の執行を延期した場合で、工事費内訳書及び入札書が提出されていた場合、それらを保管するとともに、入札を取り止めた場合、公正取引委員会への通知にあわせてそれらの写しを提出すること。さらにこの場合、公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律(以下、「入札契約適正化法」という。)第10条に関する手続きについての規定により、別記様式1によって公正取引委員会への通知を行うこと。また、その旨を公正取引委員会へ通知すること。(ハ)

(4) 談合の事実があったと認められない場合の対応

① 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、すべての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行うこと。また、誓約書の写しを公正取引委員会へ送付すること。

② この場合、全ての入札参加者に対し、第1回の入札に際し、工事費内訳書を提出するよう要請すること。ただし、工事費内訳書の提出を求めるとしてない入札である場合において、入札日において事情聴取を行うなどあらかじめ工事費内訳書の提出を要請する時間的余裕がないときは、発注の遅れによる影響、工事費内訳書のチェックの必要性等を考慮の上、工事費内訳書のチェックを行わずに入札を執

行するか、又は工事費内訳書の提出を要請の上、入札日を延期して入札を執行するか
のいずれかにより対応すること。

- ③ 入札には、積算担当者（当該工事の積算内容を把握している職員）が立会い、工事費内訳書を入念にチェックすること。
- ④ 工事費内訳書のチェックにおいて、談合の事実があったと認められる場合には、（3）により対応すること。
- ⑤ 入札終了後に、入札調書の写しを公正取引委員会へ送付すること。

（5）一般競争入札の場合の留意点

一般競争入札の場合は、競争参加資格があると認められた者を公表しておらず、また、競争参加資格があると認められた者であっても入札するか否かは明らかでないため、入札日において入札に参加するために入札会場に集まった者を対象として（2）以下に従い対応すること。

2 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合に関する情報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており落札者および落札金額はすでに閲覧に供されていることに留意しつつ、以下の手続きによることが適切か否かを第1の3により判断すること。

（1）契約締結以前の場合

① 公正取引委員会への通知

談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ別記様式第1により通知し、併せて入札調書の写しを送付すること。なお、追加談合情報又は入札の無効の決定等があった場合には逐次かつ速やかに公正取引委員会に通知すること。（ハ）

② 事情聴取

委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札を行ったもの全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

③ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の反応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、細則第13条第2項第4号及び指示書第3の10を適用し、入札を無効とすること。また、その旨を公正取引委員会へ速やかに通知すること。さらにこの場合、入札契約適正化法第10条に関する手続きについての規定により、公正取引委員会への通知を行うこと。（ハ）

④ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行なった者全員から誓約書を提出させた上、落札者と契約を締結すること。また、誓約書の写し及び入札調書の写しを公正取引委員会へ送付すること。

（2）契約締結後の場合

① 談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ別記様式第1により通知し、併せて入札調書の写しを送付すること。なお、追加談合情報等があった場合には逐次かつ速やかに公正取引委員会に通知すること。(ハ)

② 事情聴取

委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合には、入札を行なった者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

なお、事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。また、契約を解除した場合は、その旨を公正取引委員会へ通知すること。さらにこの場合、入札契約適正化法第10条の規定により、公正取引委員会への通知を行うこと。(ハ)

第3 個別手続きの手順等

第2に定める事情聴取等の手続きにおいては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

1 報告書

事務局は、入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を別記様式第1の報告書にまとめること。

2 公正取引委員会への通知等 (ハ)

(1) 公正取引委員会への通知等は、管理部長名において行うこと。又環境省大臣官房環境経済課へ報告するものとする。(ハ、ヘ)

(2) 公正取引委員会への通知等は、別記様式第2を使用すること。なお、通知等の内容について公正取引委員会及び環境省から問い合わせがあることも予想されるため、担当者は提出した資料についての的確な対応ができるよう内容を整理しておくこと。公正取引委員会の窓口は、事務総局審査局管理企画課情報管理室である。(ハ)

(3) その後の調査結果に関する公正取引委員会への通知等は、別記様式第2の2を参考とすること。また、事情聴取から入札までの手続き等を引き続いて行なう場合又は事情聴取した全ての業者が談合の疑いを否定した場合には、これらを入札終了後にまとめて送付することができる。なお、追加談合情報、入札の取り止めの決定又は入札の無効の決定等があった場合は、公正取引委員会への通知に併せて、手続きの各段階において、事情聴取書及び工事費内訳書、入札書の写し等を送付すること。また、入札の取り止めの決定又は入札の無効の決定等があった場合は、入札契約適正化法第10条に関する手続きについての規定により、公正取引委員会への通知を行うこと。また、通知等の内容について公正取引委員会から問い合わせがあることも予想されるため、担当者は提出した資料についての的確な対応ができるよう内容を整理しておくこと。(ハ)

(4) 公正取引委員会への通知等の後に、公正取引委員会より協力要請があった場合は、事務局を窓口として可能な限り協力すること。(ハ)

(5) 一度提出した入札書については、返還しない旨、全ての入札参加業者にあらかじめ周知すること。

3 事情聴取の方法等

(1) 事情聴取は、委員会の複数の委員により行うこと。

(2) 事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させて、あらかじめ別紙1を参考とした事情聴取項目を通知した上、1社ずつ面談室等に呼び出し、聞き取りを行うこと。

(3) 聴取結果については、別記様式第3により事情聴取書を作成すること。

4 誓約書の提出等

(1) 誓約書については、別紙2を参考に事情聴取の対象者から自主的に提出させること。

(2) 「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨」の注意を促す場合は、別紙3を参考として注意事項を読み上げること。

5 工事費内訳書のチェック

工事費内訳書の提出に当たっては、入札に際し、積算担当者が立ち会い、第1回の入札において、全入札者が入札書を入札函に投入した後に、積算担当者が、工事費内訳書の提出を求め、談合の形跡がないかを入念にチェックし、開札すること。なお、事情聴取、工事費内訳書のチェック等を迅速に行う必要がある場合は、事情聴取と工事費内訳書のチェックを並行して実施することができること。

6 建設コンサルタント業務等の入札に係る談合情報への対応

本規定は、建設コンサルタント業務等の入札に係る談合情報について準用する。

別添2 談合疑義事実処理マニュアル

第1 一般原則

1 情報の確認、調書の作成

社員が談合があると疑うに足る事実（以下「談合疑義事実」という。）を得た場合には、直ちに委員会の事務局へ電話等により通報すること。

2 報告

事務局は、1により談合疑義事実に係る通報を受けた場合には、談合疑義事実の内容を報告書（別記様式第1の2）にまとめ、速やかに委員会を召集し、報告を行うこと。

3 委員会の招集及び審議

委員会は、2により事務局からの報告を受けた場合、当該談合疑義事実の信憑性及び第2以下の手続きによることが適切であるか否かについて審議するものとする。（ハ）

4 公正取引委員会への通知

委員会の審議を踏まえて第2以下の手続きによることとした談合疑義事実については、手続きの各段階において逐次かつ速やかに公正取引委員会へ通知すること。

なお、追加談合情報又は談合疑義事実があった場合には逐次公正取引委員会へ通知すること。（ハ）

5 環境省への連絡

委員会は、談合情報を把握した場合、談合情報への対応について速やかに環境省へ別記様式第1の2により連絡すること。

6 入札監視委員会への報告

談合疑義事実とその対応については、入札監視委員会へ適宜報告すること。

第2 具体的な対応及び個別手続きの手順等

談合疑義事実を得た場合には、原則として、別添1「談合情報対応マニュアル」第2「具体的な対応」に準じて対応すること。

なお、詳細な手続き等は、別添1「談合情報対応マニュアル」第3「個別手続きの手順」に準じて行うこと。

別記様式第1(ト)

談 合 情 報 報 告 書

令和 年 月 日

情報を受けた日時	令和 年 月 日 () 時 分
工 事 名	
入札(予定)日	令和 年 月 日 () 時 分
情報提供者	・報道機関 ・匿名 ・その他 役職・氏名等
受信者	
情報手段	・電話・FAX・メール・書面・面接・報道
情報内容	
応答の概要	
当該案件の問い合わせ先	

別記様式第1の2 (ト)

談 合 疑 義 事 実 報 告 書

令和 年 月 日

事 実 を 得 た 日 時	令和 年 月 日 () 時 分
工 事 名	
入 札 (予 定) 日	令和 年 月 日 () 時 分
談合があると疑うに足りる 事実を申し出た職員	
談合があると疑うに足りる 事実を得た根拠	
当該案件の問い合わせ先	

※談合があると疑うに足りる事実を得た根拠となる資料等についても添付すること。

別記様式第2（ホ）

日付

番号

公正取引委員会事務総局
審査局情報管理室長 殿

中間貯蔵・環境安全事業株式会社管理部長

談合情報等に関する資料の送付について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社の〇〇〇〇工事の入札にかかる談合情報等に関する資料を、別添のとおり送付いたします。

（事項）

- 談合情報報告書（写）
- 又は
- 談合疑義事実報告書（写）

別記様式第2の2（ホ、ト）

日付

番号

公正取引委員会事務総局

審査局情報管理室長 殿

中間貯蔵・環境安全事業株式会社管理部長

談合情報等に関する資料の送付について

令和〇年〇月〇日付けで送付いたしました談合情報等について、その後の調査の結果を、別添のとおり追加送付いたします。

（事項）

1. 事情聴取書（写）
2. 誓約書（写）
3. 入札調書（写）
4. 入札に関する連絡（無効、延期、取消し）
5. その他関連資料

※該当する資料を添付すること

別記様式第3

事 情 聴 取 書

(記入例)

工 事 名

業 者 名

事情聴取を受けた者

事情聴取者

日 時

場 所

質 問	聴 取 内 容
<p>1. 工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している（た）との情報がありますが、そのような事実がありますか。</p> <p>2. 本件工事について、他社の人と何らかの打ち合わせ、又は話し合いをしたことがありますか。</p> <p>3. あったとすれば、どのような内容の打ち合わせ、又は話し合いでしたか。</p>	

別紙1（ホ、ト）

誓 約 書

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約職 殿

会 社 名

代 表 者 名

担 当 者 名

印

今般の 工事の競争入札に関し、入札（見積）者に対する指示書第2の2の規定に抵触する行為を行ってはいないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

（参考）

入札（見積）者に対する指示書第2の2

第2の2 公正な入札の確保

- 1 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的でほかの入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

別紙 2

事情聴取項目（参考例）

1. 工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している（た）との情報がありますが、そのような事実がありますか。
2. 本件工事について、他社の人と何らかの打ち合わせ、又は話し合いをしたことがありますか。
3. あったとすれば、どのような内容の打ち合わせ、又は話し合いでしたか。

別紙 3

入札執行に係る注意事項

1. 本件入札について談合があったとの通報があったが、入札（見積）者に対する指示書を遵守し、厳正に入札すること。
2. 入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には、入札（見積）者に対する指示書第3の10により入札は無効とする。

別記（ホ、ト、チ）

様式 1

（用紙 A 4）

番号

令和 年 月 日

公正取引委員会事務総局
審査局管理企画課長 殿

中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約職

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 10 条の通知について
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 10 条に基づき、下記内容の通
り通知する。

記

1. 談合情報報告書（写）
2. 事情聴取書（写）
3. 誓約書（写）
4. 工事費内訳書（写）
5. 入札書（写）
6. 入札調書（写）
7. 入札に関する連絡（無効、延期、取消し）
8. その他関連資料
9. 法第 10 条に該当すると疑うに足る事実について
10. 本件連絡先

※該当する資料を添付すること